

佐賀市やまびこの湯
指定管理者募集要項

令和元年 8 月

佐賀市経済部観光振興課

目次

第1	施設の概要	
1	施設の名称及び所在地等	1
2	施設の内容	1
3	施設内の構成	2
4	入館者数の推移	3
第2	施設の管理運営に関する事項	
1	設置目的	3
2	施設管理運営に関する基本的な考え	3
3	管理の基準	4
4	指定期間	5
5	指定管理者が行う業務の範囲	5
6	第三者への業務委託	6
7	管理運営に要する経費	6
第3	応募に関する事項	
1	応募者の資格	8
2	応募者の制限	8
第4	公募及び申請の手続き	
1	公募及び選定のスケジュール	9
2	公募事務の担当課	9
3	募集要項、仕様書等の配布	9
4	参加表明書の受付	9
5	現地説明会	10
6	募集要項等に関する質問及び回答	10
7	申請書類の受付	11
8	申請書類の作成及び提出時における留意事項	12

第 5	指定管理者の選定	
1	選定方法	1 2
2	一次審査（書類審査）	1 2
3	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	1 3
4	事業計画書の評価基準	1 3
5	応募団体の失格要件	1 4
第 6	指定管理者の指定	
1	指定管理者の指定	1 5
2	指定取り消しに伴う損害賠償の請求	1 5
3	協定書の締結	1 5
第 7	その他の留意事項	
1	応募に係る費用負担	1 5
2	他の応募者の構成団体となることの禁止	1 5
3	リスク分担の考え方	1 5
4	市内雇用及び市内企業への発注の配慮	1 7
5	施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項	1 7
6	引継業務	1 7
7	指定管理者制度に関する情報公開	1 7
8	指定管理者の情報公開	1 8
9	指定管理者の募集、選定過程における情報の公表	1 8
1 0	モニタリング及び業務の評価	1 9
1 1	管理運営業務に対する監査等	1 9
1 2	指定の取消し等	1 9
1 3	施設の管理運営の継続が困難になった場合の措置	1 9
1 4	指定の取消しに伴う違約金支払い義務及び損害賠償請求	2 0

別紙 1 佐賀市やまびこの湯の管理に関する基本協定書（案）

佐賀市（以下「市」という。）では、佐賀市やまびこの湯（以下「やまびこの湯」という。）の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、「佐賀市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

なお、本要綱は募集に関する基本的な事項を記載しており、詳細な業務内容及びその基準等については、「佐賀市やまびこの湯指定管理者管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

第 1 施設の概要

1 施設の名称及び所在地等

(1) 名称

佐賀市やまびこの湯

(2) 所在地

佐賀市三瀬村藤原 3 9 2 9 番地 2

(3) 関係条例等

佐賀市やまびこの湯条例（以下「条例」という。）

佐賀市やまびこの湯条例施行規則（以下「施行規則」という。）

2 施設の内容

(1) 建物構造

鉄筋コンクリート 2 階建。ただし、家族風呂及び休憩室は木造。

(2) 設置年月日

平成 8 年 3 月竣工（平成 2 4 年 3 月改修）

家族風呂及び休憩室は平成 2 4 年 3 月竣工

(3) 敷地面積

1 5, 5 5 7. 9 2 m²

(4) 建築面積

2, 4 9 6. 9 9 m²

(5) 延床面積

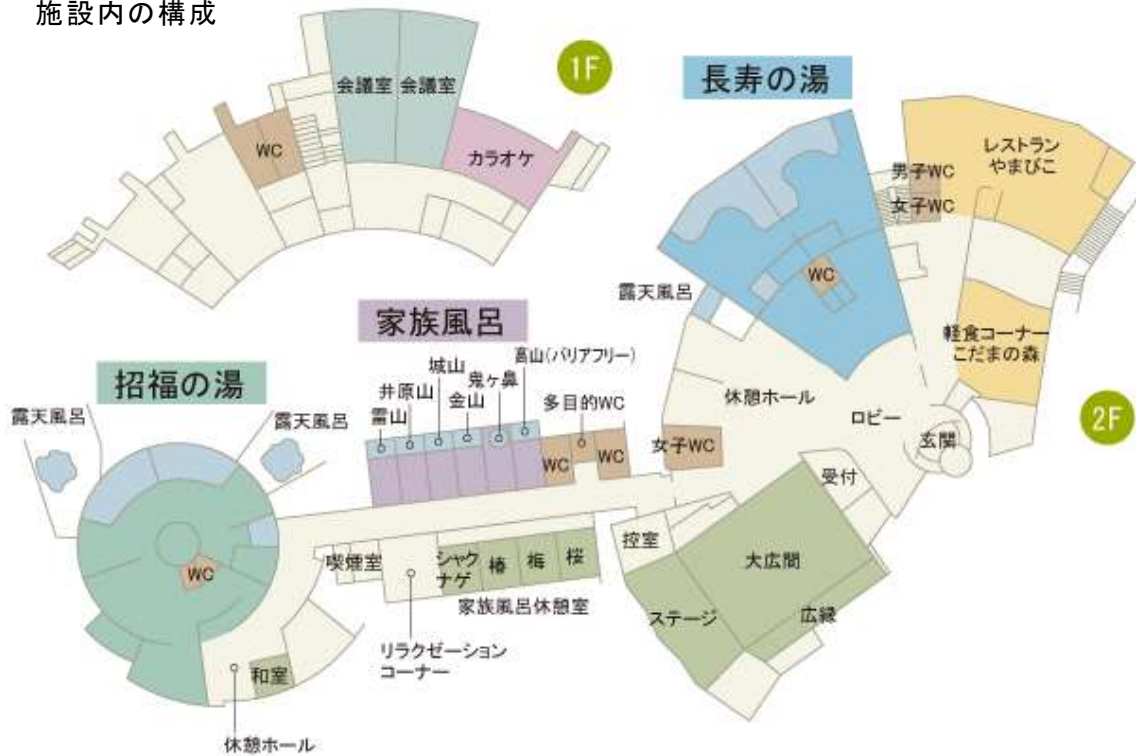
2, 6 3 9. 1 5 m²

(6) 附帯施設

テニスコート 1 面

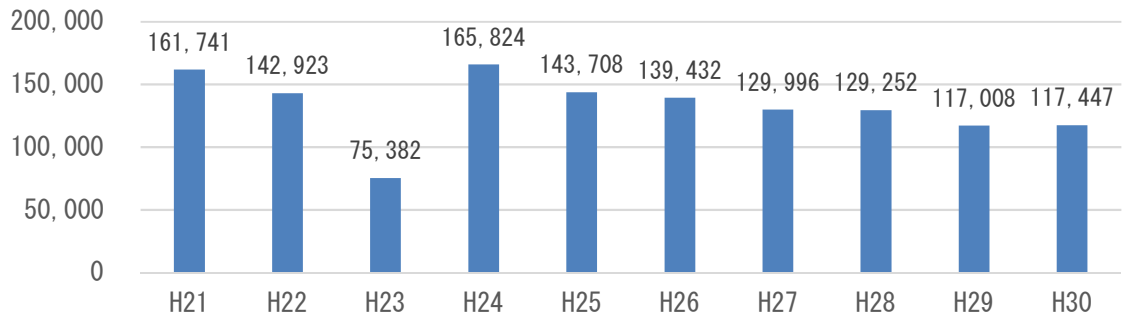
駐車場 4, 7 0 7 m²（駐車可能台数 1 4 0 台）

3 施設内の構成



		(㎡)			(㎡)
大浴場 (長寿の湯)	浴室	191.60	家族風呂休憩室 2		16.20
	サウナ 1	7.39		うち、縁	3.24
	サウナ 2	7.39	家族風呂休憩室 3		16.20
	脱衣室	92.20		うち、縁	3.24
大浴場 (招福の湯)	浴室	138.00	家族風呂休憩室 4		16.20
	サウナ	11.00		うち、縁	3.24
	脱衣室	113.50	リラクゼーションコーナー		29.70
家族風呂 1	浴室	8.10	和室		11.52
	脱衣室	8.10	レストラン		180.22
家族風呂 2	浴室	8.10	軽食コーナー		78.42
	脱衣室	8.10	厨房		47.10
家族風呂 3	浴室	8.10	ホール・ロビー		305.33
	脱衣室	8.10	会議室		100.21
家族風呂 4	浴室	8.10	カラオケルーム		35.40
	脱衣室	8.10	大広間	広間	166.23
家族風呂 5	浴室	8.10		広縁	28.47
	脱衣室	8.10		ステージ	65.79
家族風呂 6	浴室	8.10	控室		21.15
	脱衣室	8.10	喫煙室		9.71
家族風呂休憩室 1		16.20	休憩ホール (招福の湯前)		78.28
	うち、縁	3.24			

4 入館者数の推移（平成 21～30 年度）



※H23 は改修工事のため 10 月～3 月閉館

入館者数内訳（平成30年度）

区分	料金	入館者数
大人(中学生以上)	510円	68,952人
＃（午後5時以降入館の市内居住の中学生以上70歳未満）	200円	14,617人
大人・小人(午後5時以降入館の市内居住の4歳以上中学生未満及び70歳以上)	100円	11,015人
小人(4歳以上)	250円	9,688人
市内に居住するもの(70歳未満) 6枚綴り	2,050円	1,684人
＃（＃） 15枚綴り	5,140円	1,540人
＃（小人又は70歳以上） 4枚綴り	1,000円	2,107人
市外に居住するもの 11枚綴り	5,140円	2,228人
＃ 25枚綴り	10,280円	3,694人
その他（招待券等）		1,922人
合計		117,447人

第 2 施設の管理運営に関する事項

1 設置目的

やまびこの湯は、温泉を使用し地域住民の健康及び福祉の増進を図るために、憩いと交流の場として親しまれ、かつ、観光及び産業の振興に寄与し、地域の活性化を図ることを目的に、市が設置しています。

2 施設管理運営に関する基本的な考え

やまびこの湯の管理運営に関する基本的考えは次のとおりです。

- (1) やまびこの湯の設置目的に沿って適切な管理運営を行うこと。
- (2) サービス水準の向上に努め、安定的、かつ、継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。
- (3) 利用者や地域住民の声を常に把握し、やまびこの湯の管理運営に反映させること。
- (4) 効率的、かつ、効果的な管理運営を行い、経費の削減に努めること。
- (5) 三瀬地区の観光の中核施設として、市が行う事業との調整を図り、周辺観光施設等と協議・協力していくこと。

3 管理の基準

指定管理者が行う施設の管理の基準は次のとおりです。

(1) 法令等の遵守

管理運営を実施するにあたっては、法令等を遵守し適正に実施するものとします。主に関係する法令等については次のとおりです。

- ア 佐賀市やまびこの湯条例（平成17年佐賀市条例第144号）及び同条例施行規則（平成17年佐賀市規則第140号）
- イ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ウ 佐賀市個人情報保護条例（平成17年佐賀市条例第20号）
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- オ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- カ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- キ 施設維持、設備保守点検に関する法令
 - (ア) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
 - (イ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
 - (ウ) 消防法（昭和23年法律第186号）

(2) 開館時間及び休館日

ア 開館時間

午前10時から午後9時まで

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができます。

イ 休館日

- ・毎月第2水曜日
- ・年末年始（12月31日～翌年1月2日）

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができます。

(3) 施設の使用

指定管理者は、温泉施設、カラオケルーム、会議室等について、やまびこの湯の設置目的に応じた利用の促進を図るものとします。

ただし、指定管理者が、利用内容若しくは趣旨がやまびこの湯の設置目的に鑑みて適切でないと判断した場合、又はやまびこの湯の管理運営業務に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、使用の許可を取り消し又は使用の中止を命じることができます。

(4) 個人情報保護に関する留意事項

指定管理者又はやまびこの湯の業務従事者は、佐賀市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、別途締結する協定書において「個人情報保護の取扱い」として市が明示する措置を実施していただくとともに、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、退職後にあっても、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。

なお、違反した場合は同条例に基づく罰則が適用されます。

(5) 平等利用の確保

やまびこの湯の運営にあたっては、特定の個人や団体に有利又は不利な取扱いがないよう、施設の平等利用を確保してください。

(6) その他

やまびこの湯の管理運営にあたっての留意事項については、この募集要項に定めるもののほか、仕様書や指定管理者指定後に締結する協定書等で定めることとなります。

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

指定管理者の指定及び指定期間は、市議会の議決を経た上で決定します。

ただし、市長が管理を継続することが適当でないとする場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

5 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) やまびこの湯の運営業務
- (2) 使用の許可及び利用料金の取扱い業務
- (3) やまびこの湯の維持管理業務
- (4) 各種団体との調整に関する業務
- (5) 他団体等からの視察等対応に関する業務
- (6) 利用者等の要望、苦情への対応に関する業務
- (7) 業務の改善
- (8) その他やまびこの湯の管理運営に必要な業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

6 第三者への業務委託

指定管理者が行う業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、清掃、設備保守点検、警備、法定検査等の個々の部分的な業務については、市の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。

7 管理運営に要する経費

管理運営に要する経費は、原則として市からの指定管理料及びやまびこの湯の利用料金を充てることとします。

(1) 指定管理料

指定管理料の額は、収支計画における収支の差引額のうち、妥当と判断する相当分を基本とし、毎年予算の範囲内において協議の上決定します。

※参考 令和元年度指定管理料 年額4,500,000円

(消費税及び地方消費税額を含む。)

※大規模修繕については、市において予算措置を行います。

※市が示した水準どおりの業務を適切に実施する中で、指定管理料に不足又は余剰が生じても、原則として清算は行いません。経費の不足分が発生した場合は、指定管理者の負担となります。

(2) 利用料金

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用し、利用料金（レストラン、売店等の売上収入を含む。）は指定管理者の収入とします。

なお、条例に基づき利用料金を減免した場合、別途補填はしません。

[温泉施設使用料 (令和元年8月の料金及び消費税等税率の改定(10%)後)]

①入館料

区分	料金	改定後
大人(中学生以上)	510円	520円
〃(午後5時以降入館の市内居住の中学生以上70歳未満)	200円	210円
〃(午後5時以降入館の市内居住の70歳以上)	100円	110円
小人(4歳以上)	250円	260円
〃(午後5時以降入館の市内居住の4歳以上)	100円	110円

※4歳未満は入館料無料

(ア) 回数券を発行する場合は、次のとおりとする。

区分	枚数	料金	改定後
市内に居住するもの(70歳未満)	6	2,050円	2,080円
〃 (〃)	15	5,140円	5,230円
〃 (小人又は70歳以上)	4	1,000円	1,010円
市外に居住するもの	11	5,140円	5,230円
〃	25	10,280円	10,470円

(イ) 特別会員入館券を発行する場合は、30枚綴 10,280円【改定後 10,470円】(1年間有効)とし、市外に居住する者のみに発行する。

② 家族風呂使用料

区分	料金	改定後
家族風呂(1室)	1,020円(60分以内)	1,030円(60分以内)

60分を超過した場合において、60分に満たない端数の時間は60分として計算し、1,020円【改定後 1,030円】を徴収する。

③ カラオケルーム使用料

区分	料金	改定後
カラオケルーム(1室)	1,020円(60分以内)	1,030円(60分以内)

60分を超過した場合において、60分に満たない端数の時間は60分として計算し、1,020円【改定後 1,030円】を徴収する。

④ 会議室等使用料

区分	料金	改定後
会議室(1室)	1,020円(60分以内)	1,030円(60分以内)
休憩室(1室)	1,020円(60分以内) ただし、4時間を超え7時間以内で使用する場合は5,100円、7時間を超え12時間以内で使用する場合は8,160円とする。	1,030円(60分以内) ただし、4時間を超え7時間以内で使用する場合は5,150円、7時間を超え12時間以内で使用する場合は8,240円とする。

60分を超過した場合において、60分に満たない端数の時間は60分として計算し、1,020円【改定後 1,030円】を徴収する。

⑤ テニスコート、ゲートボール場使用料 (改定なし)

料金
1面 410円(60分以内)

60分を超過した場合において、60分に満たない端数の時間は60分として計算し、410円を徴収する。

第3 応募に関する事項

1 応募者の資格

- (1) 施設の管理運営ができる物的・人的能力を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。また、個人での応募はできません。
- (2) 共同事業体での応募も可能とします。共同事業体として応募される場合には、必ず構成する団体（以下「構成団体」という。）の間で共同事業体結成の協定を締結し、代表となる団体を決定していただきますが、共同事業体と市との協定締結のときには、共同事業体のすべての構成団体が協定の相手方となります。

指定管理候補者の選定後、市との協定の締結に向けて行うこととなる協議は、共同事業体の代表となる団体を中心に行うこととなりますが、協定に関する責任は共同事業体のすべての構成団体が負うこととなります。

共同事業体で応募する場合、構成団体の変更は認められません。ただし、構成団体の破産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を認める場合があります。

2 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は、応募できません。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定を取り消されたことがある者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 市の指名停止を受けている期間中の者
- (4) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 団体の役員等に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいる者
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納している者
- (7) 市が佐賀警察署と平成21年12月16日に締結した佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第8号に規定する暴力団等に該当する者
- (8) 応募締切日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- (9) 宗教活動又は政治活動を目的とする者

第4 公募及び申請の手続き

1 公募及び選定のスケジュール

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| (1) 募集要項等の配布 | 令和元年8月9日(金)～8月30日(金) |
| (2) 参加表明書の受付 | 令和元年8月19日(月)～8月30日(金) |
| (3) 現地説明会の開催 | 令和元年8月23日(金) 午前10時30分～ |
| (4) 募集要項等に関する質問の受付 | 令和元年8月19日(月)～8月27日(火) |
| (5) 指定申請書等の受付 | 令和元年9月2日(月)～9月6日(金) |
| (6) 一次審査(書類審査) | 令和元年9月上旬～9月中旬 |
| (7) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査) | 令和元年9月中旬 |
| (8) 審査結果通知 | 令和元年9月下旬～10月上旬 |

2 公募事務の担当課

募集要項等の配布や参加表明書、指定申請書等の受付を行います。

受付時間は、午前9時から午後5時までとします。(土日祝日を除く。)

【担当課】佐賀市経済部観光振興課観光企画係

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所6階

TEL: 0952-40-7110 FAX: 0952-26-6244

E-mail: kanko@city.saga.lg.jp

3 募集要項、仕様書等の配布

- (1) 配布期間
令和元年8月9日(金)～令和元年8月30日(金) 午後5時
- (2) 配布方法
市のホームページ URL「<http://www.city.saga.lg.jp/>」からダウンロードしてください。

4 参加表明書の受付

- (1) 受付期間
令和元年8月19日(月) 午前9時～令和元年8月30日(金) 午後5時
※持参する場合は、土日祝日を除く。
- (2) 提出書類
「佐賀市やまびこの湯指定管理者募集」参加表明書(様式第1号)

(3) 提出方法

担当課に持参するか、郵送（書留）、電子メール又はFAXにより提出してください。

※提出の際は、必ず担当課まで電話で事前連絡をしてください。

※令和元年8月30日（金）午後5時必着とします。

(4) 受理の通知

参加表明を受理した後、受理した旨を電子メールにより通知します。受付期間内に参加表明書を提出したにもかかわらず通知がない場合は、担当課までご連絡ください。

5 現地説明会

募集要項等に関する説明及び施設見学について、次のとおり現地説明会を開催します。参加を希望される方は、当説明会の前日までに担当課へ連絡してください。

(1) 日時

令和元年8月23日（金）午前10時30分から

(2) 集合場所

佐賀市やまびこの湯玄関前

(3) 参加者

1団体につき2名以内とします。（共同事業体も1団体とします。）

※当日は、募集要項等の配布は行いませんので各自でご用意ください。

6 募集要項等に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和元年8月19日（月）午前9時～令和元年8月27日（火）午後5時

(2) 提出書類

質問票（様式第7号）

(3) 提出方法

担当課にFAX又は電子メールにより提出してください。

※提出の際は、必ず担当課まで電話で事前連絡をしてください。

(4) 回答方法

受付期間終了後、全応募団体に対し、令和元年8月30日（金）までに、FAX又は電子メールにより回答します。

7 申請書類の受付

(1) 受付期間

令和元年9月2日（月）午前9時～令和元年9月6日（金）午後5時

※持参する場合は、土日祝日を除く。

(2) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、次の書類を提出してください。

※参加表明書を提出した団体のみ、申請書類の提出ができます。

提出書類	様式
指定管理者指定申請書	第2号
共同事業体協定書兼委任状（注1）	第3号
事業計画書	第4-1号～4-4号
附属書類	
・団体の概要	第5号
・誓約書	第6号
・定款又は寄附行為の写し	
・法人登記簿謄本及び印鑑登録証明書	
・直近2事業年度における決算に関する書類 （事業報告書、収支計算書、貸借対照表等又はこれらに準ずる書類）	
・前事業年度における事業内容が分かる書類	
・役員名簿及び履歴書	様式は任意
・納税証明書（法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類	

※その他、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

注1 共同事業体での申請の場合は、様式第3号を提出してください。また、構成員すべてについて附属書類を添付してください。

(3) 提出方法

担当課に持参するか、書留郵便で提出してください。

※郵便での提出は、令和元年9月6日（金）午後5時必着とします。

※提出された書類については返却いたしませんので、ご了承ください。

(4) 提出部数

提出部数は、原本1部、写し1部の合計2部とします。

なお、写しの1部については、選定作業に必要な複写用の原本として使用しますので、複写できるよう綴じないで提出してください。提出された指定申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で写しを作成します。

8 申請書類の作成及び提出時における留意事項

(1) 作成時

ア 提出書類の規格

申請書類及び参考資料等は、日本工業規格A列4番の規格を使用するものとします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、この限りではありません。

イ 言語、通貨、単位等

申請書類に用いる言語、通貨、単位はそれぞれ日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

ウ 使用用紙等の制限

申請書類の用紙には、事業者を特定できる名称、ロゴ等の入っていない用紙を使用してください。

(2) 提出時

ア 事業計画は、一団体につき一計画とします。

イ 受付期間後の提出書類の再提出及び差替えは原則認めません。

ウ 指定申請後に、構成団体等の破産、解散その他の事情により指定申請を取りやめることになった場合には、指定申請取下げ書（様式第8号）を提出してください。

第5 指定管理者の選定

1 選定方法

選定にあたっては、一次審査として提出書類の書類審査を行った後、選定委員会による二次審査を行います。選定委員会において、申請者によるプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、最優秀提案者を選定します。

2 一次審査（書類審査）

書類審査は、提出された申請書について、申請者の適格性及び申請書類の具備に関する審査を行います。審査の結果、適格性が無い、又は申請書類を具備していない場合は失格となり、二次審査を受けることができません。

また、申請者多数の場合は、書類選考を行い、二次審査を受ける申請者を選定します。

※一次審査の結果は、後日通知します。

3 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

(1) 日程

令和元年9月中旬を予定

※二次審査の詳細（開催日等）は、後日通知します。

(2) 方法

ア 審査は2名以内での出席を求めて実施します。

イ 審査は、申請者による事業計画書の説明後、選定委員会からの質疑とします。

なお、追加資料の配布は認めません。

ウ 説明時間は、質疑応答を含め、1申請者当たり30分程度を予定しています。

(3) 経費

審査に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(4) 審査結果の通知

令和元年9月下旬以降に、指定申請書を提出した全申請者に文書で通知します。

4 事業計画書の評価基準

選定委員会における審査項目は次のとおりです。

	選定項目	審査項目	配点	
1	やまびこの湯の設置目的の確実な実施が見込まれること	(1) やまびこの湯の設置目的の達成	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に関する基本方針がやまびこの湯の設置目的に合致するか。 ・管理運営を希望する目的・理由は適正か。 ・観光及び産業の振興に関する企画は具体性があり実現可能か。 ・地域の活性化に向けた企画について具体性があり実現可能か。 	30
		(2) 事業計画・収支計画の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は実現可能か。 ・収入、支出の積算と事業計画との整合性があるか。 	20
		(3) 市内雇用・市内発注についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用について市内からの雇用が配慮されているか。 ・委託業務、物品調達等にあたり市内発注が考慮されているか。 	20
		(4) 事業実施の経験	<ul style="list-style-type: none"> ・温浴施設管理運営の実績経験があるか。 	20

2	やまびこの湯の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	(1) 利用者ニーズの反映	・利用者へのサービス向上はどれだけ期待できるか。 ・利用者の意見を反映する取組みはどれだけ充実しているか。	10
		(2) やまびこの湯の利用促進	・利用者の増加が見込める提案がされているか。 ・やまびこの湯の広報・誘致の計画内容は適切か。	20
		(3) 管理経費の縮減	・運営経費の見積額は適切か。 ・管理の効率化及び経費の縮減が図られているか。	20
		(4) 利用の公平性の確保	・一部のものに対して不当に利用を制限し、又は不当に優遇するものではないか。	適否 ※
3	事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること	(1) 安定的な運営が可能となる人的能力	・運営に必要な組織及び人数が配慮されているか。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。 ・安全管理対策・体制は十分か。 ・事故及び災害時の対応及び体制は十分か。 ・苦情や情報公開への対応、個人情報の管理体制は十分か。	20
		(2) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	・申請者の財務状況は健全か。	20

※「2 - (4) 利用の公平性の確保」がなされないと認められる場合は失格とします。

5 応募団体の失格要件

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

(1) 申請書類に関すること

- ア 提出方法を遵守せずに提出されたもの
- イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 関係者との接触に関すること

指定管理者の選定にあたり、応募団体の関係者が、選定委員、本市職員等の関係者に対し、公平性を損なうような接触をしたことが認められた場合

(3) 申請者に関すること

- ア 申請者が応募資格の条件を満たしていなかった場合
- イ 申請者及び関係者において不法又は不正な行為があった場合

第6 指定管理者の指定

1 指定管理者の指定

市は、審査の結果、最も優れた提案を行った申請者を最優秀提案者として選定します。最優秀提案者は、市議会（令和元年12月定例会を予定）の議決を経て、指定管理者に指定される予定です。

2 指定取り消しに伴う損害賠償の請求

市議会の議決（可決）を得られない場合は、指定されません。また、議決後であっても、指定手続きの過程で指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事態が生じた場合には、指定しないことがあります。

この場合、次順位候補者と協議を行い、指定管理者の候補者として繰り上げ、市議会の議決（可決）を経て、指定管理者として指定することがあります。

なお、上記理由により指定管理者の候補者を指定管理者に指定しなかった場合に生じる損失について、市は補填をしません。一方、指定の取り消し指定取り消しに伴う市の損害については、指定管理者の候補者に対し、損害賠償を請求することがあります。

3 協定書の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、市と業務内容の詳細等について協議し、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」及び年度ごとに「年度協定」を締結します。

第7 その他の留意事項

1 応募に係る費用負担

応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。

2 他の応募者の構成団体となることの禁止

既に応募している者又は応募者の構成員となっている者は、他の応募者の構成員になることはできません。

3 リスク分担の考え方

市が想定する主なリスクの責任分担は次のとおりです。

項目	内容	負担者	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺住民・利用者への対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望、訴訟への対応		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設の管理運營業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき理由により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、暴動その他の市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議事項	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
施設・設備・物品等の損傷	設置上の明白な瑕疵がある場合	○	
	管理上の明白な瑕疵がある場合		○
	上記以外の場合	協議事項	
性能不適合	協定に定めた要求水準に不適合		○

施設の利用不能等による収入減	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合(ただし、委託料を減額する場合がある。)	○	
運営準備	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	協議事項	

4 市内雇用及び市内企業への発注の配慮

指定管理者が行う管理運営にあたっては、特別な理由がある場合を除き、できるだけ市内に居住する者の雇用に努めるとともに、物品の調達等についても、市内事業者への発注に努めるものとします。

5 施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ安全管理マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市へ報告しなければなりません。
- (3) 十分に補償可能な内容の施設損害賠償責任保険に加入しなければなりません。

6 引継業務

指定管理者は、指定後、指定期間開始までの間に、支障なくやまびこの湯の管理運営業務を遂行できるよう、現行の指定管理者から引継ぎを受けていただきます。

また、指定期間途中での指定管理者の交代時及び指定期間終了時に次期指定管理者が円滑に、かつ、支障なくやまびこの湯の管理運営業務を遂行できるよう、市及び次期指定管理者に対して協力するとともに、業務に関する調整や必要な書類、データの提供等を行っていただきます。

7 指定管理者制度に関する情報公開

指定管理者の選考や決定に関連して担当課が作成した書類、また応募団体が提出した書類、資料等のすべてが公文書として、情報公開請求の対象となるとともに、公開請求がなされれば、原則として公開することとなります。ただし、佐賀市情報公開条例の規定に基づく非公開情報は除きます。

8 指定管理者の情報公開

指定管理者における情報公開については、佐賀市情報公開条例（平成17年佐賀市条例第19号）第27条において「指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に関する業務に係る情報の公開に努めなければならない」と規定しており、指定管理者が業務を行うにあたって作成し、又は取得した文書等（図面、写真、電磁的記録等も含む）で、指定管理者が保存、管理しているものの公開については、指定管理者が別途情報公開の規定を定め、情報の公開に努める必要があります。

9 指定管理者の募集、選定過程における情報の公表

(1) 情報の公表

指定管理者の公募、選定過程で作成される文書等の公表については、佐賀市情報公開条例の規定を踏まえ適正に判断する必要がありますが、公募による場合、少なくとも次に掲げる項目については市自ら公表（市ホームページへの掲載）するものとします。

【公表する項目、時期等】

公表する項目	公表の時期等
審査項目及び審査項目ごとの配点	募集時（募集要項に記載）
応募団体の数	募集締め切り後速やかに
選定組織における審査結果 ・選定された団体の名称 ・総合得点 (選定されなかった団体については団体名をA社、B社と表記する)	指定管理者の候補者の内定後
指定管理者運営評価シート	対象年度の翌年度

(2) 選定委員会の会議

選定委員会の会議については、申請団体に関する情報であって、公開することにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、また、率直な意見交換が損なわれるおそれがあること等から原則として非公開とします。

上記7に記載のとおり、選定委員会における議事等についての情報公開請求があった場合は、非公開情報以外の情報は公開の対象となります。

10 モニタリング及び業務の評価

市は、施設の適正な管理運営の確保のためモニタリングを実施します。

モニタリングは、指定管理者に対して定期的に業務及び経理等の状況の報告を求め、また実地調査により行います。

市は、実施したモニタリングを参考に評価を行い「指定管理者運営評価シート」を作成し、この結果について市ホームページで公表します。

また、モニタリング及び業務の評価の結果を受けて、市は指定管理者に対して必要な指示を行うことがあります。

11 管理運営業務に対する監査等

やまびこの湯の指定管理運営業務について、市の監査委員等による監査・検査が行われることがあります。この場合、指定管理者は監査・検査に協力するものとします。

12 指定の取消し等

市は、指定管理者が市の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

この場合、指定管理者に生じた損失については、市は補填をしません。

13 施設の管理運営の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者は、事業の継続が困難なため指定期間を満了できなくなるおそれが生じた場合には、7月末までに市に通知するものとします。

この場合、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営業務が遂行できなくなったと市が判断した場合は、指定を取り消すことがあります。

この場合、指定管理者に生じた損失については、市は補填をしません。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合、市と指定管理者の間で協議を行い、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより指定の取消し及び協定を解除することができるものとします。

(3) 指定管理者の指定取消し後の対応

指定管理者の指定取消し後、次順位候補者を指定管理予定候補者として、施設の管理運営に関する協議を行うことがあります。

なお、当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑に、かつ支障なくやまびこの湯の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎ等の必要な対応を行うものとします。

1.4 指定の取消しに伴う違約金支払い義務及び損害賠償請求

指定管理者は、その責めに帰すべき事由により指定を取り消され、又は自己の都合により業務の全部又は一部を停止する場合は、違約金を市が指定する期限内に支払うものとします。なお、指定の取消しにより市に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超過するときは、市は、その超過する額の賠償を請求できるものとします。

(1) 指定取消しの場合

指定取消しとなる日が属する月の前月の収入（利用料金収入に食事、物品等の売上収入を加えた金額。）の10分の1に相当する額に当該年度の残月数（指定取消しとなる日が属する月を含む。）を乗じて得た額。

(2) 業務の停止の場合

業務停止となる日が属する月の前月の収入（利用料金収入に食事、物品等の売上収入を加えた金額。）の10分の1に相当する額に業務を停止した月数を乗じて得た額。なお、月数の算定にあたり1月に満たない端数については、切り上げる。

別紙 1

佐賀市やまびこの湯の管理に関する基本協定書（案）

佐賀市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）とは、佐賀市やまびこの湯（以下「やまびこの湯」という。）の管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙とが相互に協力し、やまびこの湯の管理に関する業務（以下「業務」という。）を適正かつ円滑に行なうための基本的な事項を定めるものとする。

（協定期間）

第2条 協定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（年度協定）

第3条 本協定に定めるもののほか、各事業年度における必要な事項については、別に年度協定を締結する。

（会計区分）

第4条 やまびこの湯の管理運営に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、乙は、やまびこの湯の管理運営に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理するものとする。

（業務の基準）

第5条 乙は、本協定、年度協定、佐賀市やまびこの湯条例（平成17年佐賀市条例第144号。以下「条例」という。）、同条例施行規則（平成17年佐賀市規則第140号。以下「規則」という。）及び関係法令並びに佐賀市やまびこの湯指定管理者募集要項及び佐賀市やまびこの湯指定管理者管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い業務を行わなければならない。

（管理責任者）

第6条 乙は、やまびこの湯の管理責任者を選任し、甲に届出なければならない。

2 乙は、管理責任者を変更する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（管理物件）

第7条 業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、別添のとおりとする。

（業務の範囲）

第8条 乙が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) やまびこの湯の運営に関すること
- (2) 使用の許可及び利用料金の取扱いに関すること
- (3) やまびこの湯の維持管理に関すること

- (4) 各種団体との調整に関すること
 - (5) 他団体からの視察対応に関すること
 - (6) 利用者等の要望、苦情への対応に関すること
 - (7) 業務の改善に関すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務
- 2 前項各号(第8号を除く。)に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。
- 3 業務の内容について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上乙が定めるものとする。ただし、甲乙の協議が調わない場合は、乙は、甲の指示に従わなければならない。

(事前協議)

第9条 乙は、業務に関する重要な事項については、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(責任分担)

第10条 業務に伴うリスクに対しては、別記1のとおり責任分担を定める。

- 2 前項に定める事項に疑義が生じた場合又は前項に定める事項以外の不測の責任が生じた場合は、甲乙協議の上、その責任分担を決定する。

(委託等の禁止)

第11条 乙は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- 2 前項ただし書により、乙が業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、当該業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、乙が負担するものとする。

(利用料金)

第12条 乙は、条例第10条の規程により、条例第5条に定める額の範囲内において利用料金を定め、これを乙の収入として収受するものとする。

- 2 乙は、前項の利用料金を定めるときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- 3 第1項の利用料金の額は、指定期間中、甲が特に必要があると認める場合を除き変更しないものとする。

(管理経費)

第13条 業務に必要な経費については、乙がすべてこれを負担するものとする。ただし、施設の改修、保守、修繕等にかかる経費については、第26条によるものとする。

(事業計画書の提出)

第14条 乙は、各年度4月1日以前の甲が指定する日までに、次に掲げる事項を記載

した事業計画書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 当該年度の管理運営計画
- (2) 当該年度の収支計画
- (3) 当該年度の自主事業実施計画
- (4) その他甲が必要と認めた事項
(事業報告書の提出)

第15条 乙は、各年度終了後の甲が定める日（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日後の甲が定める日）までに、やまびこの湯に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 利用状況
- (3) 業務に係る収支状況
- (4) 自主事業の実施状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、業務の実態を把握するために市長が特に必要と認める事項
(業務報告の聴取等)

第16条 甲は、やまびこの湯の管理の適正を期するため、乙に対して、その業務又は経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地について調査することができる。

2 乙は、甲から前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(改善等の指示)

第17条 甲は、前条による聴取等により、乙による業務が仕様書、甲が示した基準等を満たしていないと認められる場合は、乙に対して業務の改善等を指示するものとする。

2 乙は前項の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(管理の継続が困難となった場合の措置)

第18条 乙は、適正な管理の継続が困難なため指定期間を満了できなくなるおそれが生じた場合には、7月末までに市に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定による通知を受けた場合において、その原因が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

(指定の取消し等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責めを負わないも

のとする。

- (1) 本協定に定める事項を履行しないとき、又は履行できる見込みがないと認められるとき
 - (2) 乙が、本協定又は関係法令等の規定に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき
 - (3) 刑事事件その他の不祥事により、指定管理者の信用が失墜したと認められるとき
 - (4) その他乙がやまびこの湯の指定管理者として、業務を継続することが適当でないとき
- (協定の解除等)

第20条 甲は前条の規定により、指定管理者の指定を取り消したときは、本協定を解除するものとする。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙が暴力団等（佐賀市が佐賀警察署と平成21年12月16日に締結した佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第8号に規定する暴力団等をいう。）に該当したときは、指定管理者の指定を取り消し、本協定を解除することができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第22条 乙は、第19条及び前条の規定による指定の取消し又は業務の停止が乙の責めに帰すべき事由による場合、甲の指定する期日までに甲に対し違約金を支払わなければならない。

(1) 指定取消しの場合

指定取消しとなる日が属する月の前月の収入（利用料金収入に食事、物品等の売上収入を加えた金額）の10分の1に相当する額に当該年度の残月数（指定取消しとなる日が属する月を含む。）を乗じて得た額

(2) 業務の停止の場合

業務停止となる日が属する月の前月の収入（利用料金収入に食事、物品等の売上収入を加えた金額。）の10分の1に相当する額に業務を停止した月数を乗じて得た額。なお、月数の算定にあたり1月に満たない端数については、切り上げる。

2 前項の規定は、指定の取消し又は業務の停止により甲に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合において、甲が乙に対し、その超過する額の賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償義務)

第23条 乙は、故意又は過失により、やまびこの湯の施設又は設備をき損し、又は

滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害について、第三者に対して賠償した場合、乙は、甲に対してその賠償した金額及びその他賠償に伴い生じた費用を支払わなければならない。

(保険の加入)

第24条 乙は、本協定の履行で想定される自らのリスクに対して、自らの責任において賠償責任保険等の保険に加入するものとする。

(建物、附属設備及び備品等)

第25条 甲は、乙が行う業務に必要なやまびこの湯の建物、附属設備、備品及び付帯施設等(以下「建物等」という。)を整備し、乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、第8条第1項に掲げる業務の範囲以外の事業を行うために建物等を使用しようとするときは、あらかじめ甲から使用の許可を得るとともに、甲に対して使用料を支払わなければならない。

3 乙は、善良な管理者の注意をもって、建物等を管理しなければならない。

4 乙は、建物等の管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。

5 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、業務のために使用することができるものとする。この場合において、乙は、甲が指定した備品台帳を作成し、甲に提出しなければならない。

6 前項の備品等は、指定の期間が満了したとき、又は指定の取り消しが行われたときは、乙が乙の費用で撤去するものとする。ただし、甲と乙との協議において合意した場合は、乙は、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐことができるものとする。

(建物等の改良、改修及び保守・修繕)

第26条 建物等の改良工事(施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。)及び改修工事(施設の機能維持のために必要な工事等をいう。)は、甲と乙とが協議を行い、甲が承認した場合に、甲の負担で行う。

2 建物等の保守、修繕等は、必要に応じ、乙の負担で乙が行う。

3 前2項のいずれかに該当するか疑義があるときは、甲と乙とが協議を行い決定するものとする。

(原状回復義務)

第27条 乙は、第2条に定める指定の期間が満了したとき、又は第19条若しくは第21条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しく

は一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなったやまびこの湯の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(業務の引継ぎ)

第28条 乙は、第2条に定める指定の期間が満了したとき、又は第19条若しくは第21条の規定により指定の取り消しが行われたときは、業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲及び甲の指定する者に対して業務の引き継ぎを行わなければならない。

2 乙は、やまびこの湯の新しい指定管理者(以下「丙」という。)が指定されたときは、丙が業務を円滑に行う体制が整えられるよう丙に対し業務の引継ぎを行わなければならない。

(緊急時の対応)

第29条 乙は、業務中に事故、災害等の緊急事態が生じた場合に備えて、あらかじめ、緊急連絡体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は緊急事態が生じた場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対し緊急事態発生旨を通報しなければならない。

3 事故等が生じた場合は、乙は事故報告書を甲に提出するとともに、甲と協力して原因解明の調査に当たるものとする。

(要望及び苦情に対する対応)

第30条 乙は、利用者等からの要望又は苦情に対応する体制を整え、誠意をもって対処し、直ちにその内容を甲に報告しなければならない

(満足度調査)

第31条 乙は、やまびこの湯の利用者に対するサービス向上を図るため、利用者の満足度調査を実施するものとする。

2 満足度調査の実施方法等については、甲と乙とが協議して決定する。

3 乙は、満足度調査における利用者の意見等を業務改善に活用する等誠実に対応するものとする。

4 乙は、満足度調査終了後に、調査結果、改善策等を記載した調査報告書を甲に提出するものとする。

5 甲は、乙から提出された調査報告書に基づき、事業計画書等の見直しについて、乙に協議を申し出ることができるものとする。

(秘密保持義務)

第32条 乙又は業務に従事する者(乙から業務の委託を受けて当該業務に従事する者を含む。以下「従事者」という。)は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を

退いた後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第33条 乙又は従事者は、業務の実施により知り得た個人情報について、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第34条 乙は、本協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(管轄裁判所)

第35条 本協定又は年度協定に関する提起は、佐賀地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議)

第36条 本協定に関し疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

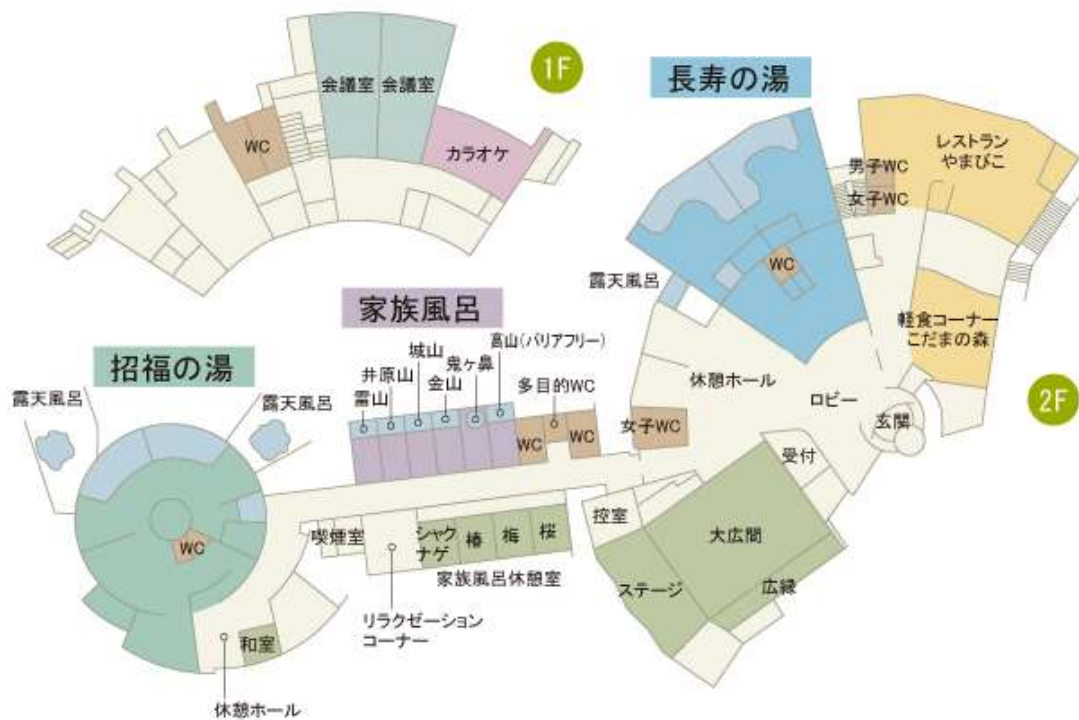
甲 佐賀市栄町1番1号
佐賀市
佐賀市長 秀 島 敏 行

乙 ●●●●●●●●●●
●●●●●
●●●●● ●●●●●

別添

管理物件概要

- 1 名称 佐賀市やまびこの湯
- 2 所在地 佐賀県佐賀市三瀬村藤原3929番地2
- 3 建物構造 鉄筋コンクリート2階建。ただし、家族風呂及び休憩室は木造。
- 4 設置年月日 平成8年3月竣工（平成24年3月改修）
家族風呂及び休憩室は平成24年3月竣工
- 5 敷地面積 15,557.92㎡
- 6 建築面積 2,496.99㎡
- 7 延床面積 2,639.15㎡
- 8 附帯施設
テニスコート1面
駐車場 4,707㎡（駐車可能台数140台）



別記1 責任分担

市と指定管理者の責任分担は以下のとおり

項目	内容	負担者	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺住民・利用者への対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望、訴訟への対応		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設の管理運營業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき理由により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、暴動その他の市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議事項	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
施設・設備・物品等の損傷	設置上の明白な瑕疵がある場合	○	
	管理上の明白な瑕疵がある場合		○

	上記以外の場合	協議事項	
性能不適合	協定に定めた要求水準に不適合		○
施設の利用不能 等による収入減	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合(ただし、委託料を減額する場合がある。)	○	
運営準備	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	協議事項	

別記 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後若しくは指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故の防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定が終了し、又は解除された後若しくは指定管理者の指定が取り消された後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後若しくは指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

(協定の解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。